

少年犯罪被害遺族 支援の実態考える

少年犯罪で子どもを奪われた全国の遺族でつくる「少年犯罪被害当事者の会」が8日午後1時から、年に1度の集会「WILL」を大阪市西区の区民センターで開く。

19回目となる今回のテーマは「改めて被害者支援のあり方を考える」。当事者や援助団体の現場から。

同会代表の武るり子さん(82)によると、2005年の犯罪被害者等基本法の施行以後も、加害少年側から賠償金が支払われなかったり、周知が足らず行政の支援窓口があまり利用されなかったりと、国などの支援が十分でないという。

武さんは「刑務所や少年院など加害者側への支援は手厚いが、被害者側には犯罪被害者等給付金など年間十数億円程度で、まだまだ行き届いていない実態がある」と訴える。

第1部では十数人の遺族が自身の経験などを語る。第2部では、遺族のほか、大阪被害者支援アドボカシーセンター元代表理事の堀河昌子さん、武庫川女子大の大岡由佳准教授(保健福祉学)が登壇し、討論する。

資料代500円。問い合わせは同会事務局
(06・6478・1488)へ。(一色英)